



山口労雇均発 1019 第 1 号  
令和 2 年 10 月 19 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長



「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設に関する周知への御協力について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置については山口労雇均発 0515 第 1 号にて、当該措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）については山口労発雇均 0619 第 1 号にて、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

今般、本助成金の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）の開設をすることとしました。具体的な内容及びこれに伴う留意点については下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、別添の関係資料を配布するなど、傘下企業への更なる周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 助成金について、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和 2 年 9 月 30 日を、同年 12 月 31 日まで延長いたしました。
- 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、令和 2 年 10 月から令和 3 年 1 月 31 日までの期間、山口労働局雇用環境・均等室において特別相談窓口を設置することとしました。
- 妊娠中の女性労働者は、自ら休業を申し出づらい場合があることから、事業主におかれでは、助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努め、積極的な配慮を行っていただくようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

山口労働局 雇用環境・均等室

TEL 083-995-0390

◆ 山口労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku>